

## [韓日会談文書抜粋] 漁業問題・平和ライン

◇第1次韓日会談 = 第1次韓日会談の期間、漁業委員会は52年2月20日から4月21日まで5回開かれた。韓国は漁業管轄権と関連して「沿岸国主義」を主張した反面、日本は漁業開発に対する「航海自由の原則」と「漁業資源に対する最大限の持続的な生産性確保」を強調した。

第1次韓日会談漁業委員会議事録(1952年・東京)=韓国側が作成した「韓日漁業会議要旨」

「日本側提案の基本精神は航海自由漁業なのに比べ、韓国側提案の基本精神は水産資源の最大持続的生産量の確保だ。日本は(韓国の)沿岸漁業の存続を無視して、漁獲のみを謀利しようと航海自由の原則だけを主張している」

第2次韓日会談 = 漁業委員会は53年5月6日から7月23日まで13回開かれた。

韓国は漁業資源保護のための海洋主権条項の必要性を強調しながら、「漁業管轄水域」を設置しなければならないと主張した反面、日本は管轄水域を領海の外に設定することに反対した。

日本は両国間の関心が大きい漁業資源に対しては、必要な場合規制を加える協定を締結できるし、韓日間魚族の共同開発、調査、研究を提案した。

第2次韓日会談漁業関係資料=米国大統領に送った韓国外務長官の書簡(1951年4月3日)

「対日平和条約以後、韓日間漁業問題に関する米国政府の理解を求めようと思う」

第3次韓日会談 = 漁業委員会は53年10月8日から14日まで二回開かれた。

日本は航海自由の原則を主張しながら、済州島付近で起こった日本漁船及び水産庁監視漁船の拿捕に対して抗議し、韓国は日本側が「平和ライン」(李承晩ライン)を侵犯して生じた事だと、日本側の出漁自制と規制を要請した。

特に韓国は、平和ラインは魚族資源の枯渇を防ぐために必要で、国際法にも抵触しないと明かした。(平和ラインとは第1次韓日会談を控えて、日本が「マッカーサーライン」を撤廃して韓国の沿岸に大挙出漁することに気づかい、韓国政府が漁業資源及び韓国漁民の保護のために52年1月18日宣布した「隣接海洋に関する主権宣言」をいう)

第4次韓日会談 = 58年に船舶小委員会が、58年から60年まで漁業及び平和ライン委員会が8回開かれたが、別に進展はなかった。韓国は主に、漁業及び平和ライン問題に対する我が方の立場を樹立することに力を注いだ。

この期間に開かれた船舶小委と漁業、平和ライン委員会の文書の中には、「別添文書」として45年12月6日付け朝鮮軍政長官アーノルド米国陸軍少将名義の、「朝鮮内所在日本人財産権取得に関する米軍政庁法令」と「日本水域で発見された朝鮮船舶、漁船要求に関する要諦」という文書が添付されている。

768-P224~227. 日本の漁夫問題に関する大統領閣下の諭旨(59年 8月24日) = 李承晩当時大統領が日本の漁夫問題に関する日本弁護士協会声明に反駁した、韓国弁護士協会の反駁内容の記事を通じて読んだ後、在日外交公館に指示した内容である。

「平和ラインを宣布したのは、我が国と日本との間に線を引いておいて、日本は線のあちら側で、われわれは線のこちら側で、お互い平和に魚を捕って食べようというものだ。日本人は去る 40年間、われわれがわれわれの海で魚を捕ることもできなくしたし、われわれを助ける友邦もいなくて..(以下中略)..日本人が過去40年間は一人で食べていたが、今からはわれわれが将来40年間一人で食べようと考えたのだが、悪を悪で返すのは少し度が過ぎるようでもあり..われわれが意図するのは平和を維持しようということなので、平和ラインはわれわれが破れない原則である」

**第5次韓日会談予備会談** = 8回進行した船舶委員会小委で、韓国は平和ラインを維持しながら共同資源の調査を提議したが、日本は難色を示した。ただ我が政府が提案した漁業合併会社構想に対しては関心を見せた。

日本は水域問題に関する議論なしに、両国が規制できる魚種と漁業のみを論議しようという立場である反面、韓国は対象水域の限界、漁区別漁獲の量、資源量などと、日本が返還しなければならない船舶(在日韓国国籍船舶 360隻)及び韓国登録の船舶(202隻)の名簿を提示した。

**第6次韓日会談** = 61年から始まった6次会談の期間に、平和ラインに基づいた40海里を主張していた韓国政府の立場に変化が生じた。

外務部と中央情報部は、農林部と国防部などの反対にもかかわらず、朴正熙政権の大統領選挙日程などを勘案して、「12海里専管水域」の立場から退いた。

この期間に韓国は、日本側に1億1千400万ドルの漁業協力金を政府借款形式で、供与期間3年、利子3.5%、3年据え置きの後7年間均等償還の条件で要求し、日本は民間借款形式で7千万ドルに固執した。

特に日本は借款など、請求権問題の対価として平和ライン問題を解決しようとした。我が政府は、日本が請求権問題に誠意を表示すれば、平和ライン問題に伸縮性を見せることができると、立場を撤回した。

引き続き日本は 63年 6月7日漁業協力による請求権は5億ドル以内にするが、12海里専管水域の合意または平和ライン撤廃と漁船拿捕防止を前提条件として提示した。

これによって同じ年の7月12日専管水域を12マイル+ $\alpha$ とすることで、両国間の意見調律が成された。

一方我が政府は大韓民国が韓半島の唯一の合法政府という原則に立脚して、北韓沿岸に対しては言及しないという立場を固守した。

#### **漁業問題に関する韓国側の立場(63年7月19日付け日本側の立場に対する回答)**

「韓国は直線基線法を、韓半島の全沿岸に採用しようと思う。東海北部の元山湾と雄基湾の問題もあるからだ。北韓沿岸に対して日本側に異見があるというが、韓国の国内問題として取り扱えば別に問題はない。12海里専管水域では零細漁民の生活の根源を確保できないので、40海里専管水域を確保しなくてはならない。日本側の立場どおりに、韓国近海に出漁する日本漁船の総数のみを規制して、漁船の規模、漁区、漁獲量及び操業水域などを規制しなければ、資源保護のための効果的な措置とはいえない」

#### **平和ラインに関する公報方案の建議(63年5月10日外務部作成)**

「国内輿論は韓日懸案の内、特に漁業、平和ライン問題に必ず同調的だとは見辛い。この機会に公報方案をまず施行して、政府の立場に対する国民の理解ないし支持を促進するのが必要だ。有力日刊紙に、特派員を平和ライン海域及び南海岸の農漁村に派遣させ、『平和ラインの完璧な守護は元々不可能であり、経済的な観点から見た時、平和ラインの存置が必ずしも有利ではない。農漁村の発展は平和ラインの守護が前提条件ではなく、農漁村の近代化市場開拓などが基本前提だ』というような内容の結論を持つとか、そういう結論に誘導する『記事』を数回にかけて書かせる。適当な段階から学者、著名人に、平和ラインは国際法上難点が多いという主旨の内容を発表させる」

#### **平和ラインの軍事的意義に対する国防部の見解(63年 7月12日)**

「共産主義の間接侵略を粉碎するのが、5・16革命の目的の一つだ。現海上警備能力では平和ラインが破棄されれば、国防上、至大な悪影響を招来するだろう」

**韓日会談に関する対策会議(出席者たちの発言要約)=1次対策会議(63年8月1日)**

▲外務部政務局長 = 専管水域として40マイル線を明らかにしないで、12マイルの外側で規制方法を講ずる。

=2、3次対策会議(8月6-7日)

▲外務部長官 = 韓日国交正常化は現韓国の経済事情の下では必ず必要で、問題を年内に妥結してこそわれわれに利益だ。日本は漁業問題をその他の請求権問題などと一緒に、「一括交渉」で解決しようとしている。漁業問題の難点は専管の水域問題なのだが、国際先例によると国際的認定線は12マイルになっていて、60年の国際海洋法会議でも12マイル線が認められた。万が一12マイル以上の専管水域拡大を主張すると国際的輿論を悪化させ、特に米国の歓迎を受けられない。

▲中央情報部2局長 = 専管水域は40マイルにするが、40マイルの内側の28マイルで浮魚に限って(日本の)漁労を許可する。

▲農林部水産局長 = 農林部は40マイル線を持って漁民の感情を抑えて来たし、わが漁民に(40マイル)操業区域だけを確保してあげれば、漁民たちの不満はないだろう。

▲国防部 = 専管水域の幅とは関係なく、西海36度以北(115マイル)と東海37度以北の100マイルは作戦区域なので、漁業区域から除かれなければならない。

▲最高会議 = 国民を納得させるために専管水域という言葉を使わず、例えば12マイル専管水域をA地域、外側規制水域をB地域にすることもできる。専管水域を12マイルと仮定する時、最大利益を確保できる方法を検討しよう。

=4次対策会議(8月22日)

▲外務部 = 去る17日の朝夜懇談会は予想より結果が良かった。農林部の提示した案は、日本側が到底受け入れないだろう。

中央情報部 = 年内妥結の基本原則に照らして農林部案は距離が遠い。

=5次対策会議(8月27日)

▲公報部文化宣伝局長 = 国民が納得するだけの案がない限り、(大統領)選挙が終わるまでそのまま引き伸ばす考えだ。

=6次対策会議(8月28日)

▲外務部政務局長 = 農林部案では到底交渉が不可能なので、12マイルを受け入れることを前提に新しい案を提示しなければならない。

=7次対策会議(8月31日)

▲農林部 = 総漁獲量を制限するための漁船の種類と隻数など、必要な措置を協議するという条件を受諾すれば、直線基線から12マイルと平和線の間で日本の漁労作業を認められる。これが最終案だ。

▲中央情報部 = (12マイルにするというのが) どの程度まで秘密が守られるのかが問題だ。野党側の攻撃資料になってはいけない。

新方案(12マイル)提示が国内外に及ぼす影響(外交部が作成したと推定)

「韓国が日本の要求を大幅に受諾したという点で、韓日国交正常化に対する韓国側の誠意が認められるだろう。しかし大陸棚条約を認准した米国を含む世界の21ヶ国は、少し不満に思うだろう。大統領選挙(63年10月15日)を控えてこういう重大問題进行处理するのは、野党側の攻勢に直面し選挙で不利になるだろう。したがって新方案の提出時期は、大統領選挙以後(国会議員選挙以前でも可)にするのが良い」

**第7次韓日会談** = 64年12月3日から進行した7次会談期間の翌年4月、第2次漁業関係閣僚会談を通じて漁業協定の主要事項が合意された。合意内容は、漁業水域は12マイルにし、共同規制水域を定めて日本は漁業協力金額で韓国に9千万ドル(零細漁民用4千万ドルは政府借款形式。利子は

5%、その他5千万ドルは民間借款形式。利子は5.75%)を供与することで合意した。併せて両国間に紛争が発生した時は、国際司法裁判所よりは両国間の外交交渉を通じて解決する事にした。(ソウル=連合ニュース)

## [韓日会談文書抜粋] 独島問題

### ◇金鐘泌中央情報部長と小坂外相との会談内容(62.2.22)

小坂 = 独島問題を国際司法裁判所に提訴し、韓国側がこれに応訴することを望む。

金鐘泌=大したことない島の問題を日本が厳しく考える必要はない。日本の希望を朴議長に伝える。

### 崔徳新-小坂外相会談(第6次韓日会談第1次政治会談)=外相会談第1次会議議事録(62.3.12)

小坂 = 独島問題をこの場で討議しても解決しないと考えられるので、まずここでは同問題を国際司法裁判所のような、公正な第3者に調整を依頼するのが良いだろうと思う。

崔徳新 = 独島は歴史的にも国際法上でも我国の領土なので、ここで論議される性質のものではない。

小坂 = 両国が第3者である国際司法裁判所にこの問題を双方提訴するとか、または日本が提訴すれば貴国が応訴するという形式で、この問題を処理しようというのだ。懸案が解決しても領土問題が解決されなければ、国交正常化は無意味なものだ。

この問題はいつかは解決されなければならないし、これなしには国交正常化も真なるものになれないので、それを未然に防止しようという意味で裁判所に提訴しようというのだ。

崔 = 小坂外相はこの問題が解決される前には、国交正常化をしても無意味という驚くべき話をしたが、互いが大国民的矜持を持って、この小さな島に対して不必要に大きな関心を持たない方が良いと思う。

日本が他人の手中にある領土に対してあれこれ言うのは、納得するのが困難だ。

政府が応訴すれば国民に対する責任を免れず、重大な過誤を指摘されるだろう。

### 吉田前首相との面談内容報告(62.8.2)裴義煥駐日大使

吉田 = 韓日国交正常化のための会談をするにおいて、法理論を基準にするのは不合理なこと考え、前回の外相会談時に小坂外相が独島問題を提出したのは没常識なことだと考える。国交を正常化するための会談なら、目標を遠くに置いて大胆に解決しなければならない。

### 日本衆議院外交委員会(62.3~7)

(独島問題解決を、正常化の条件にするのかという質問に)

日本外相は、独島問題が解決されない限り、国交正常化はありえないと返事

### 金鐘泌部長-大平外相会談内容報告(62.10.21)=金部長が朴議長に報告した写本添付

大平外相は、独島問題は社会党の政府攻撃資料として食い下がる難問題の一つなので、日本が提起した国際司法裁判所に応訴して欲しいと言ったことに対して、私はそれはできない。何故ならば独島問題は、会談の初めから韓日会談と関係なかったものを日本側で公然と引き出した問題なので、別の問題と見る。だから独島問題は両国の国交が正常化した後に、徐々に時間を持って解決して行くのが賢明だと思う。それで話は終わりました。しかし私が受けた印象では、米国の中間調停が強力な

ので、日本としても妥結をある程度急いでいることが感知されました。

#### **金部長－池田首相会談(62.10.22)＝駐日特派員記者会見**

問い＝日本の新聞によると、部長が独島問題の国際司法裁判所提訴に応訴、考慮云々という報道があるが。

金鐘泌 = この問題は韓日会談とは関連がない問題で、国交正常化後に時間を持って解決しようと言った。応訴考慮云々は全然根拠がない。

#### **金鐘泌部長訪日中の内新記者会見(62.11.10)**

独島問題は途中で無用に取り出して、疑求心だけ大きくさせる。国交正常化の後にしても、方法があるだろうから後にする方が良い。

国際裁判所応訴を言ったことはない。大平外相が希望すると言ったが、私は言ったことはない。途中で引っぱり出して来て、韓国の国民にまた入って来るのかという気持ちを与え、誤解を買うようになる。まったく問題視する点ではないので、会談で討議するのではなく、正常化後にした方が良い。

#### **金部長-大平外相第2次会談録(62.11.13)**

大平外相は国際司法裁判所に日本が提訴するから、韓国側がこれに応訴するということを国交正常化時に約束してくれと強力に主張し、金部長は韓日会談の懸案ではなく韓国民の感情を硬化させるだけだと反対した。

これに大平外相は本問題の解決が重要だと説明し、他の解決方案がないのかと言ったので、金部長が第3国の調整に任せるのはどうかと示唆すると、大平外相は考えて見るに値する案だと言い、第3国としてはは米国を指摘し、研究して見ると言った。(金部長の意図は、国際司法裁判所提訴のための日本側の強力な要求に対して身を避け、事実上独島問題を未解決状態で維持するための作戦上の代案として示唆したものと考えられる)

#### **金部長の活動報告(62.11.13)＝記者会見(羽田空港貴賓室)**

(独島問題で合意があったか) 合意できなかった。日本は国際司法裁判所に提訴すると言うが、この問題は途中で飛び出したもので、会談とは直接関連がない問題だ。この問題を国際司法裁判所に提訴するということは、公然と国民感情を刺激するもので、国交正常化後に時間を置いて解決すれば良い。

(今朝の新聞で、独島問題は第3国の調停に任せると報道されたが事実なのか) 先ほど言った通りだ。冗談としては、独島から金が出るのでもなく、鷗の糞もないので、爆破してしまおうと言った事がある。

#### **2次政治会談予備折衝第4次会议(62.9.3)**

伊関祐二郎アジア局長 = 事実上において独島は無価値な島だ。大きさは日比谷公園程度なのだが、爆発でもしてなくしてしまえば問題がないだろう。

崔英沢参事官 = 会談の途中にこの問題を出すという話か

伊関 = そうだ。国際司法裁判所に提訴する事にすることを定めなければならない。

崔英沢 = 国交正常化後にこの問題を論議した方が良くないか。日本に困難な事情があるように、韓国も事情があることなので、この問題は出さない方が良い。

#### **本会議開催のための予備交渉(崔圭夏本部大使訪日接触報告) 及び本会議(63.6～64.3)**

嶋外務次官、独島問題国際司法裁判所提訴の問い合わせに対して、韓国側は独島は韓国の領土に間違いなく、対共産系列との関係などから見て、国際司法裁判所に応訴するのは不可能だと答弁。

日本側は独島の領有権に対して、将来結末をつけられる方法だけでも韓国側と合意しようと言った。アビトラージョンまたはジョイントユセジ(usage)を提案。

韓国側はこれに、当初韓日会談の議題にないものを、日本が再び引き出したのは問題を複雑化するものと反駁。

#### **独島問題処理に対する日本側の公式提案(文書題目なし.65.1.19)駐日大使→長官**

紛争解決に対する交換公文書形式

交換公文書内容 = 韓日間の諸紛争は、別途の規定がある場合を除外しては、外交交渉によって解決するようにする。外交交渉によって解決できない紛争は、両国が合意する仲裁の手続きによって解決するようにする。

=我国の合意がない限り、仲裁手続きはもちろん、調整手続きも踏めなくなること(評価)  
(ソウル=連合ニュース)

## **[韓日会談文書抜粋] 在日韓国人の法的地位**

### **◇法的地位の性格**

連合軍総司令部 = 占領初期に日本僑胞を解放国民として待偶したが、1948年6月からは彼らを特殊な地位の国民に規定して、日本人でもなく、だからといって確定的に日本国籍を離脱したとも見られない、日本の特殊な地位の国民として取り扱う。

日本政府 = 終戦以前から続けて日本に居住して来た在日僑胞に対して、講和條約締結の時までは従前のように日本国籍を保有するという立場を取って来た日本政府も、1947年5月施行された外国人登録時、彼らを外国人として一斉に登録させた。

これで在日僑胞は、時には日本人、時には外国人、ある時は日本人でもなく、だからと外国人でもない曖昧な取り扱いを受けるようになり不安な状態。

**在日韓国人の法的地位協定の目的** = このような歴史的背景の特殊性に照らし、これに相応して彼らに一般外国人とは違う特殊な法的地位と処遇を付与し、日本での永住を保障しようとしたのが、在日韓国人の法的地位協定締結を推進した根本目的。

**交渉経緯** = 1次韓日会談で在日韓国人の法的地位問題が、両側間の国籍確認及び極貧者強制送還問題を巡って論難を繰り返すようになる。

日本側は対日平和条約発効日を期して、在日韓国人は日本国籍を喪失し韓国国籍を取得することを韓国側に確認させ、平和条約が発効した後には彼らを外国人として取り扱い、一般外国人に加えられるすべての制限を在日韓国人にも加えようとする意図を持っていて、韓国側は太平洋戦争の終決日以前から日本に居住する在日韓国人は、彼らが日本に定着するようになった特殊な歴史的背景を考慮して、いかなる場合にも一般外国人として取り扱いできないし、特殊な待遇が付与されなければならないと主張。

**強制送還権論難** = 日本側は主権国家として、自主的に強制送還権を行使することができると主張し、出入国管理令によって退去強制処分を受けた在日韓国人の引き取りを要求して、在日韓国人に対する出入国管理令適用を既定事実化しようとした。特に貧困を理由にした強制退去を繰り返し主張する

ことで、生活保護法該当者に対する保護責任の一部を韓国政府に転嫁させようと試みた。

これに韓国側は、主権の発動としての強制退去権の行使は、自由意思に立脚した通常の外国人の場合に限ることを指摘し、特殊な地位を占めている在日韓国人の強制退去は、韓国側と事前に協議しなければならないと主張し、両側の立場は対立を継続。

1960年開催された第5次韓日会談及び第6次韓日会談に至って、法的地位問題が本格的な討議に突入。永住権の付与問題と係わり、従前の範疇に属する在日韓国人の子孫に対して、どの範囲まで協定上の永住権を付与するかに関する討議が続く。

争点 = 韓国側は太平洋戦争の終決日以前から日本に続けて居住しているいわゆる戦前範疇に属する在日韓国人はもちろん、彼らの子孫に対しても制限なく協定上の永住権を付与、彼らが日本で安住できるように法的に保障することを主張。

日本側は戦前範疇に属する在日韓国人だけが法的地位協定の本来の対象なので、彼らに協定上の永住権を付与するには異議がないが、彼らの子孫に対しては少数民族問題が発生するので無制限に協定上の永住権を付与できないという立場を見せた。日本側は子孫に対してはサンフランシスコ平和条約発効日を基準にして、それ以前に出生した者に対しては戦前範疇者と同じく、協定上の永住権を付与すると主張。

#### 第6次韓日会談第3次法的地位委員会会議報告

日時= 1964.5.14.10:30-12:00

場所= 霞友会館

出席者=韓国側- 李炯鎬代表、李敬堉書記官、張溟河書記官

日本側- 小川入管局長、富田入管次長、星民事局事務官ら 6人

討議内容

小川 = 韓国側案に対して基本的な、大きい問題点に関してだけ話す。第一、永住権付与対象範囲が子々孫々になっている点、二番目、退去強制事由に騒擾罪が除外されていて内乱及び麻薬関係犯罪以外の犯罪(我が側の凶悪犯に該当する)の刑期を10年以上にした点、三番目、戦後入国者問題を合意議事録に規定した点等、3個の点が日本側の案と非常に大きい差があるので、残りの細部な問題に対する討議が困難だ。

富田 = 子々孫々に永住権を付与したら、退去強制事由を普通入管令のそれにするのだが、また考慮しなければならない。

李炯鎬代表 = 日本側も永住権者の子孫問題を、日本側の案第4条で扱い、その範囲を子に限定させ、また素行が善良で、日本政府に対する破壊活動をしなければ永住権を与えるという点が韓国側の主張と違うところだが、韓国側としても親とその子だけに永住権を与え、その孫以下子孫に永住権を与えないことは不合理だと考えそう規定したのだ。

小川 = 韓国側案第5条3項の「規定に準ずる」というのは、何を意味するのか。

李代表 = これは第4条の規定と大体同じということの意味する。

小川 = 第4条の規定と大体同じことを意味するなら、結果的に親の永住権と、子孫の永住権の間に差がなくなるのではないか。

李代表 = 親の永住権と子孫の永住権を分離して規定しているが、結果的には大体差がなくなるものだ。

小川 = 率直に露骨的に言えば、日本側は最大限に譲歩した線で案を提示したのに、韓国側では代案の提示を長期間引き延ばして、本委員会の出発当時よりも後退した案を提示したので、日本側としては第一に本委員会の出発当時よりも後退した案を提示した韓国側の交渉態度から見て、もし本委員会の討議を続け妥結する頃に到達しても、韓国側からまたこのような態度で後退する案を提示するなら、貴重な交渉が一遍に崩れないかという心配もあるので、それならば法的地位問題はいつそ本会議などで討議させる方が良くだろうから、この際この点を韓国外務部に問い合わせ、韓国側

の態度を明らかにしてくれることを望み、二番目に韓国側の代案の内容が話す余地がない位強硬なので、日本側としてはこれ以上誠意を持って会談に臨むのが困難だ。

李代表 = 日本側の発言の要旨を、本国政府に報告する。

富田 = 永住権付加の対象範囲問題は、法的地位問題の出発点になるものなので、これに対して両側間に大きい差が生じれば協定永住権者の内容問題、特に退去強制事由は普通入管令上のそれと同じにしなければならないし、また永住権者の対象範囲を無限に広げるなら、日本の国内圧力もあつたりして韓国側の主張通りに承服できない。

李代表 = 日本側の見解を本国政府に報告して次の会議で話すし、次の会議を来週中に開催するのはどうだろう。

小川 = 韓国政府から返事が来た後に、次の会議の日を定めるようにしたら良い。

李代表 = 良い。

1964年12月開催第7次会談での両国の永住権付与範囲では依然と対立、大きな進展は見られない。1965年3月韓日両国の外相会談を通じて、処遇改善を除いて永住権の付与範囲、退去強制理由などの重要問題合意の後、1965年6月22日在日韓国人の法的地位と待遇に関する署名。

### 「大韓民国と日本国間の日本国に居住する大韓民国国民の法的地位と待遇に関する協定」

大韓民国と日本国は、多年間日本国に居住している大韓民国国民が日本国の社会と特別な関係を持つようになったことを考慮して、彼ら大韓民国国民が日本国の社会秩序下で安定した生活を営めるようにすることが、両国間及び両国国民間の友好関係増進に寄与することを認めて次のように合意した。

#### 第1条

日本国政府は次のどれか一つに該当する大韓民国国民が、本協定の実施のために日本国政府が定める手続きによって、本協定の効力発生日から5年以内に永住許可の申し込みをした時には、日本国で永住を許可する。

1945年8月15日以前から申し込みの時まで続けて、日本国に居住している者

(a)にあたる者の直系卑属として1945年8月16日以後本協定の効力発生日から5年以内に日本国で出生し、その後申し込みの時まで続けて日本国に居住している者

日本国政府は1の規定に基づいて日本国での永住が許可されている者の子として、本協定の効力発生日から5年が経過した後日本国で出生した大韓民国国民が、本協定の実施のために日本国政府が定める手続きによってその出生日から60日以内に永住許可の申し込みをした時には、日本国での永住を許可する。

1(b)に該当する者で、本協定の効力発生日から4年10ヶ月が経過した後出生する者の永住許可の申請期限は、1の規定にもかかわらずその出生日から60日以内とする。

前記の申し込み及び許可に対しては、手数料は徴収されない。

#### 第2条

日本国政府は第1条の規定に基づいて日本国での永住が許可されている者の直系卑属として日本国で出生した大韓民国国民の日本国での居住に関しては、大韓民国政府の要請があれば本協定の効力発生日から25年が経過する時までは協議を行うことを同意する。

1の協議において本協定の基礎になっている精神と目的を尊重する。

#### 第3条

第1条の規定に基づいて日本国で永住が許可されている大韓民国国民は本協定の効力発生である以後の行為によって、次のどれか一つに該当する場合を除き、日本国から退去を強制されない。日本国で内乱の罪、または外患に関する罪により、禁錮以上の刑に処された者(執行猶予の言い渡しを受けた者及び内乱に付和遂行したことによって刑に処された者を除く)



日本国で国交に関する罪によって禁錮以上の刑に処された者、または外国の元首、外交使節またはその公館に対する犯罪行為によって禁錮以上の刑に処され、日本国の外交上の重大な利益を害した者

営利の目的で麻薬類の取締に関する日本国の法令に違反し、無期または3年以上の懲役または禁錮に処された者(執行猶予の言い渡しを受けた者を除く)、または麻薬類の取締に関する日本国の法令に違反し3回(ただ、本協定の効力発生である前の行為によって、3回以上刑に処された者に対しては2回)以上刑に処された者

日本国の法令に違反して無期、または7年を超過する懲役、または禁錮に処された者

#### 第4条

日本国政府は次に列挙した事項に関して、妥当な考慮をすることにする。

第1条の規定に基づいて日本国で永住が許可されている大韓民国国民に対する、日本国における教育、生活保護及び国民健康保険に関する事項

第1条の規定に基づいて日本国で永住が許可されている大韓民国国民(同条の規定によって永住許可の申請をする資格を持っている者を含む)が、日本国で永住する意思を放棄して大韓民国に帰国する場合の財産の携行及び資金の大韓民国への送金に関する事項

#### 第5条

第1条の規定に基づき日本国での永住が許可されている大韓民国国民は、出入国及び居住を含むすべての事項に関して本協定で特に定める場合を除いて、すべての外国人に同等に適用される日本国の法令の適用を受けることが確認される。

#### 第6条

本協定は批准されなければならない。批准書は可能な限り早急に、ソウルで交換する。本協定は批准書が交換された日から 30日後に効力を発生する。

以上の証拠として下記代表は、各自の政府から正当な委任を受け本協定に署名した。

大韓民国のために 日本国のために

李東元 椎名悦三郎  
金東祚 高杉晋一  
(ソウル=連合ニュース)

## [韓日会談文書抜粋] 在日韓人北韓送還

1951年 6月末現在日本居留韓国人現況-外務部資料(日本から渡されたよう)

(韓国人と朝鮮の区別表記)

韓国人 = 8万5千320人

朝鮮人 = 46万8千110人

総 = 55万3千430人

男女別滞留現況(1947年現在)

男 = 31万9千300人

女 = 18万9千605人

総 = 50万8千905人

#### 韓国人の日本国籍取得者数(1948年末現在)

韓日間結婚総= 11万5千182組  
韓国男と日本女 = 11万797組  
韓国女と日本男 = 1千500組など

#### ▲教育状態(1948年末現在)

就学年齢青少年数= 6万7千565人  
大学及び専門学校 = 3千500人  
中学校 = 9千152人  
小学校 = 5万4千913人

#### 在日韓人の法的地位委員会第1次会談 (1951.10.30)-経過報告書

-日本側の「韓国人」と「朝鮮人」区分理由 = 日本側が答えるには、日本政府の諸法令では全部朝鮮人と立法されていて、日本政府として南北韓両政府の内、一個を選択する権限がないのみならず、日本政府が進んでこれらの問題を質問することもできず、全部朝鮮人と指称して登録して来たが、途中で駐日代表部から韓国人にしろという要請があり、また連合軍最高司令部(SCAP)の要求もあって双方を皆使うことができると言う、在日韓僑(韓国僑胞)の内、左翼界から反対する大騒乱が起きた。

日本政府は原則として朝鮮人と記入し、特に希望する人だけ韓国人にする事にしたのだ。したがって登録上韓国人または朝鮮人になったのは、どちらかの側の政府を指称する表示ではないと答えた。

#### 大統領諭旨(1958.6.10)= 外務次官が大統領に、韓日会談に関して報告する席上で出た大統領の諭旨。

在日韓人の追放問題と関連して、万一日本政府が正当な範囲内で彼らに補償を支払う用意さえあるなら、韓人全部を本国で受け入れることもできるだろう。

この場合、そのような補償を我が政府が一旦貰った後、これを渡そうとするのではなく、直接彼らに与えられるのを願う。この問題をよく研究して見ろ。そして在日僑胞問題と関連して、1923年東京大震災当時日本人に虐殺された韓人に対する補償問題をどうするか研究して見ろ。

#### 在日韓人北韓送還(1959.9～1961.1)

1959年 1月30日藤山外相、北送追放原則を発表した後、韓日会談決裂。

// 2月13日同原則日本の閣議通過。

// 2月金溶植・崔圭夏公使をジュネーブ国際赤十字社に派遣しICRCの同参阻止試みる。

// 3月23日 ICRC、中立宣言

// 4月13日日本赤十字-北韓赤十字間直接交渉開始(ジュネーブ)

// 6月30日対日貿易全面禁止

// 7月30日韓国、韓日会談の無条件再開及び抑留者の相互釈放を提議

// 8月12日韓日会談再開

// 8月13日日赤-北赤在日韓人北送協定調印(カルカッタ協定・時効～60年 11月12日)

// 9月3日日赤、北送案内書発表

// 第1次北送開始

#### 在日韓人北送問題に対する政府の立場(1959年 7月1日発表)

日本は人道主義を主張するために赤十字代表をジュネーブに派遣し、この問題に対しては赤十字社が全面的に責任を負うと主張したが、この追放計画は初めから日本外務省、法務省、厚生省の役人たちによって操縦されていて、日本国内ではこの点を躊躇いなく認めながら対外的にはそうではないと主張している。

いわゆる北韓に行くと言う韓国人たちが、お金で買収されたり、嘘で騙されたり、脅迫を受けたり、甚だしくは署名を強要されたという事実は、日本側の消息筋が既に証言したことがある。共産主義者たちはこの目的のために、日本貨幣6億円を消費した。彼ら在日韓人の97%が南韓出身者や南韓居住人の子女たちだ。

大韓民国政府は韓半島においての唯一の合法政府で、UNもこれを認めている。したがって韓国政府は韓国人が生存の脅威を受ける時、彼らを保護する権利と義務があるのだ。日本の追放計画は、国連によって国際的な強盗徒党という非難を浴びた、北韓傀儡政権を承認する第1歩を踏むのと同じだなど16個条項。

#### **北送計画による日本内進展状況(1959年 9月30日駐日代表部報告)**

9月21日受付が始まった以後、25日まで5日間で155人受付。

9月21日民団系在日韓人約2千名余が日比谷公園でデモ。40人の民団デモ者断食座り込み突入。柳泰夏大使の要請で26日断食中断。

#### **駐日代表部対日口上書(1959.2.13)**

日本政府の「送還」計画に強力に反対する。

「送還」計画は事実上「強送」計画で、韓日関係を破壊しようとする悪意的意図から、北韓が始めた政治的陰謀。

在日韓人が偽りに満ちた甘言口車で計画的に買収され欺瞞されている。

在日韓人の大部分が日本に移住するようになった特殊な背後事情から見て、彼らに多年間の苦勞に対する適当な補償もなく、日本から追い出すのは最も非人道的だ。

大韓民国は韓国内唯一の合法政府として、在日韓人を保護する正当な権利と責任がある。

-在日韓人北送のために日本政府は、予算から約 46万ドルにあたる日本貨幣を事実上補助したという点等を明示。

#### **駐日代表部情勢報告(1959) 768-P55~58**

日本政府による在日韓人の北送計画は1955年の秋頃から本格的に進行して来たもので、もう世に知られたように北韓赤十字社と日本赤十字社とのいわゆる「平壤会談」が1956年1月28日から始まった。表向きの理由は210名の在日日本人婦女子の帰国だったが、この問題が1ヶ月以上かかったという事実に注目する必要がある。その原因は日本人の帰国条件として、在日韓人の北送を傀儡側が要求したのに対して、日本側が韓日間の複雑な政治的関係を憂慮して難色を表示したというが、事実とは違う。

同年7月10日、日赤の有力な幹部が「東京」(飲食店?)で駐日代表部の外交官に会い、北韓の日本人を帰国させるなら日赤は在日韓人に対しても同じ後援をする用意があるという電文をICRCに伝え、ICRCがこれを北韓赤十字に伝え、北韓赤十字がこれに同意したことを告白。

平壤会談当時北韓に派遣された日赤代表団 4人の内宮腰喜助は日本共産党員で、日赤副理事長で急に代表職を引き持つようになる。これは北側の要請に沿ったもので、当時日赤はたった36人の日本の婦女子撤収を成功させたが、これと別途に年間 500万パウンドの貿易協定を締結。

日本側の北送計画はモスクワの整然とした指令によるもので、自由国家間の離間策動を企てる一連の陰謀の一端。

情報によると約2千万ウォンの政治資金が北韓から「東京」に投入された。

#### 768. P401-403

ICRC 副委員長ジュノー博士と韓赤崔ドゥソン総裁、尹錫憲政務局長会談(1959.8.28)

尹 = 在日韓人という人々が自由意思によって登録を行ったというが、その自由意思の可否を強力に調査してくれるように望む。

ジュノー = その意見に同意し、正式要請すればそのように努力する。

尹 = 北送されたことを後悔する人が多いという情報がある。ICRCが日赤を通じるとか、直接するかして、その者たちが戻って来るのを願っているかどうかを確認し、居住地選択の自由により、韓国ないし日本に帰って来られるようにして欲しい。

ジュノー = それも韓赤を通じて要請して欲しい。しかし可能性は希薄だと思う。

尹 = 今日要請した事実と内容を公表しても構わないのか。

ジュノー = 事前に公表すると支障が起きないか心配だ。最近登録して取り消す人が多くなったが、以前の30〜40人から最近は約 100人内外だ。

#### 北送在日韓人

12月14日第1次 975人新潟出港以後、61年 1月29日まで 54次にわたって皆で1万3千729世帯、6万4千281名北送

#### 柳泰夏駐日大使声明文(1960.2.9)

送還者名簿が秘密に付され、北送はやはり朝総連の管轄下で成されている。これは北送が政治的陰謀であることを証明する。

ICRC 代表部も北送計画が政治性があると指摘した事があるので、ICRC 代表部の (日本)撤収だけがこの政治的陰謀を正すことができる。

朝総連の計画の下に成り立つ北送問題は、最も凶悪な政治的陰謀で一日も早く北送を中止しなければならない。

#### 駐日代理大使が外務部長官に送った電文(1960.6.24)= 伊関外務省アジア局長面談報告

伊関 = 北送問題に対する韓国の国民感情や立場をよく了解するが、日本当局が最近非公式に調査したのによると、北送希望者の総計は約 10万〜14万までで、この数字は増加一路である。また日本国民のほとんど全部と各政党がこれを支持している実情の上、現在日本の情勢が非常に複雑で危なく、万一北送を政治的考慮に立脚して中止すれば日本社会党などの反発が起き、とても困難になる。

#### 駐日公使が外相に送った電文(1960.7.11)= 伊関面談結果報告

カルカッタ協定延長不可立の場披瀝

伊関 = 韓国の事情はよく分かるが日本の心情を言えば、外務省だけが韓日関係を考慮して慎重を期していて、国内輿論と違う部処は協定延長を当たり前なことと思っている。岸政権が退いて新しい政権が樹立された後、もしカルカッタ協定が延長されず北送を中止したら、政治的混乱が起き收拾するのが困難だ。

伊関 = 北送希望者数と関連、日本の警察は10万〜15万、日赤は 5万〜7万、朝総連は約20万と推算。外務省は 7万〜8万程度。

#### 駐日代表部大使が外務長官に送った電文(1960.7.12)= マッカーサー駐日米国大使面談結果報告

マッカーサー訪問して約1時間面談。許政國務総理の親書を伝え、在日韓人北送問題の協定要

請。

マッカーサーは「韓国側が現実的で合理的な対日外交政策を取る場合、私も側面的にすべての協力を惜しまないだろうし、また日本政府を説得するのに努力するだろう」と言う。

大使、前日伊関局長面談結果をマッカーサーに紹介。

マッカーサーは「私もその間、藤山外相、石井自民党総務会長などに会って、北送希望者をどんなことをしても今年の11月までに北送を完了し、カルカッタ協定を延長しないことが良いと言ったところ、彼らは国内の諸般の事情から延長しないのは難しい事だと説明した」

#### 駐日公使が外務長官に送った電文(1960.9.19)

北韓赤十字と日赤が第1次協定延長会談を開いたが、北側は「協定の6ヶ月延長及び送還業務スピード業」を骨子とする日赤の提案を一考もしなかったし、17日の会談でも何の検討もなしに即席で拒否。北側「代表団撤収」の最後通牒をした。

北側は協定案「無修正延長」を主張しながら、日本側が帰還問題を「政治的に考慮している」と非難。

#### 駐日公使が外務長官に送った電文(1960.9.23)

北赤代表団が今日の午後4時45分新潟港を出航した第39次北送船で帰国。

北赤代表はこれに先立ち「日本の政治的破壊工作によって新潟会談は決裂した。これにより発生するすべての困難に対する責任は日本側にある」という内容の声明を発表。

(ソウル=連合ニュース)

## [韓日会談文書抜粋] VIP相互訪問

### ◇朴正熙国家再建最高会議議長の日本訪問(1961.11.11～12)

=第6次韓日会談(1961.10.20～1964.4)の政治的妥結模索のため米国訪問(1961.11.12～25)の途中11月11日、池田首相の招請形式で東京を訪問。

#### ▲駐日公使、外務部長官に送った電報(61.11.1)

今日午前伊関東北アジア州局長の招致で、外務省を訪問し約15分間面談、その内容を下のように報告するので至急指示を願う。

朴議長訪日の件に対して日本側は、石井光次郎を韓国に派遣することを考慮したことがあるが、石井の事情により第6次韓日会談の首席代表である杉道助の派韓を決定したという。杉は2日に出発して4日に帰国するといひ、派遣目的は単純に池田首相の親書を携帯、丁重に朴議長を招待することという。

#### ▲裴義煥韓日会談首席代表の発信電報(61.11.1)

駐日公使の電文と関連、わが代表団としては杉代表が事前の相談なしにソウルを訪問しようとする日本側の意図に、大きな疑惑を持たざるを得ない。日本側首席代表がこのような形でソウルを訪問すれば、わが代表団の今後の立場がとても困難になり、代表団が政府訓令通りに交渉を遂行することが到底不可能になると憂慮される。

杉の訪韓には、このような日本側の底意が内包されていることと思料される。代表団の中には、杉氏が代表団を飛び越えて我が政府と直接交渉する場合、日本側がわれわれ代表団を相手にしないだろうから、いっそのこと代表団を撤収させる方が良いという意見まで出ている。こういう点を勘案して、

杉訪韓に対して本国政府の慎重な考慮を望むものである。

▲朴議長、裴首席代表を通じて池田首相に送った親書(1961.11.6)

第6次韓日会談の貴国側首席代表である杉道助氏を通じてお送り下さった、閣下の親書を有難く受け取って見た。韓日会談の早速な妥結のために、杉氏を特使に送って下さったことに感謝する。

閣下が、本人が 11月中旬頃米国大統領ケネディ氏の招請を受けて訪米する途中にでも日本に立ち寄り、わが両国の親善関係を確立することに対して論議する機会を持つように、本人を招待したことを嬉しい気持で受容。11月11日貴国を訪問する予定である。

▲駐日大使、朴正熙議長の略歴書の送付を依頼(1961.9.29)

駐日代表部は、現地の新聞、通信社らが頻繁に朴正熙議長の略歴(Biological sketch)に関して問い合わせているので、早急に朴議長の略歴書と写真を送付して欲しいと要請。

▲首席代表が外務部長官に送った文書(1961.11.14.朴-池田会談の要約報告)=この文書は朴議長と池田首相の会談議事録で、「2級秘密 極秘」に分類。

日時 = 1961年11月12日午前 10-12時

場所 = 池田首相官邸

池田首相は「韓日両国は世界情勢、特に極東情勢に照らして、互いに助け合わなければならない立場にある」と言い、「日本は韓国の経済開発5ヶ年計画、農村問題などを含む経済再建に大きな関心を持っており、今後の両国間の懸案問題(主に過去に対する清算問題)のみならず、経済再建などすべての問題に対して、相互の意見を交換しよう」と提議し、これに対して朴議長も同意。

池田首相は自民党内の3分の1は韓日会談を支持し、3分の1は反対、残る3分の1は慎重な態度を見せていると言い、党内外の困難な事情を明かした。池田首相はまた韓日会談の実務者会議があまり進展しないので、原則問題に対して話して、実務者間の討議を可能な限り促進させようと言い、朴議長も同意した。

財産請求問題に関連、朴議長は「日本国民は請求権の内容が戦争賠償の性質のもので、法的根拠が薄弱だと誤解しているが、韓国側が請求するのは賠償的性質のものではなく、十分な法的根拠がある請求権」と説明。朴議長は続けて「地金、地銀、郵便貯金、保険金、徴用者に対する未収金、戦死者に対する補償金、年金など、相当額数の請求権を韓国が持っているが、日本側が5千万ドル云々と言っているのは不当だ」と指摘。

これに対して池田首相は「法的根拠が確実な項目に対してだけ請求権を支払い、それ以外の項目に対しては無償援助にすれば、韓国の国民感情上困難な場合、経済協助などの名目で長期低利借款を提供するのも方法だろう」と言及。

朴議長は在日僑胞の銀行設立許可を要請したが、池田首相は中国人など第3国との関係で困難な点があり得ると発言。

池田首相は「両者が今度の会談で99.9%まで合意を見たことで発表しよう」と提議したが、朴議長は「大体で合意したものと発表しよう」と修正提議、池田首相が同意。

▲崔徳新外務、朴議長に送った「韓日会談開催関連行政研究上達」(1級秘密.1961.10.23.)=この文書は朴議長が「非自主外交」という世評を聞かないように、1961年11月に予定された韓米首脳会談の前、日本と先に首脳会談を持つ必要性を建議する内容。

この文書はまた、米国が韓国に韓日会談を早急に妥結するよう直.間接圧力を行使して来て、米国は韓日会談と関連、全面的に日本の立場を支持していることを示唆する内容も入っている。

池田首相との首脳会談の必要性は下のような理由からだ。

1)日本は (韓米首脳会談で米国が韓国に、韓日会談の早速な妥結圧力を加えることと予想) 朴議長の訪米が終わる時まで「放っておいて見よう」という微温的な態度で、11月末まで時間を無駄に使う可能性がある。

2)たとえその後日本との直接交渉によって会談が妥結しても、米国の圧力で成り立ったと観測さ

れる公算が大きい。

3) そうなる場合、われわれの自発的な努力にもかかわらず、「自主性のない外交」という世評をもたらすかも知れない。

このような理由から朴議長が訪米前に韓日会談の進展のための一つのきっかけを作り、このような一段階の進展を世間に知らせるために、また米国側の「歓迎ができない干渉」を排除して、自主性のある対日外交の面目誇示のために朴-池田会談が必要。

ジョン・F・ケネディ米大統領は1961年10月池田日本首相との首脳会談で韓日問題を論議した。

外務部の判断は観測者たちが11月14日のワシントン首脳会談を控えて、「米国は韓日会談問題を論題として要求すること」、またはワシントン会談の内容がどうしても「韓日問題に関して韓国側は米国側から圧力を受けた」と推断されることと展望。

米国は韓日会談と関連、「関心深い第3国」であり、法的に「仲介調整者」ではないにも係わらず、去る4～5年間事実上、活発な調整者の役割をして来た。

ディーンラスク国務長官の助言は、いつも日本側の案とそっくりなので、われわれが受諾しにくかったし、今後もこのような助言に多くの期待をかけられない。

#### **金鐘泌特使の日本訪問及び対日交渉**

=金鐘泌中央情報部長は米国訪問の中の1962年10月20～22日朴議長の特使の資格で日本を電撃訪問、池田首相及び大平外相と会談。金特使は大平外相との対談の場で「金-大平メモ」を交換、請求権問題解決の突破口を用意。

金部長はこれに先立って2月10日訪韓した小坂外相とも会談。金部長は米国訪問後、帰路で11月12日東京に渡り大平外相と2次会談を持つ。

これに先立って朴議長は訪米中だった金部長に、「対日折衝に対する訓令」を下達。

#### **▲金部長の対日折衝に関する訓令(1962.10.17)**

貴官が訪米途中、日本政府高官当局者と会談するにおいて、下のような最高会議議長の訓令を斟酌して、下のように折衝を試行してみること。

#### **国交正常化問題**

両国間の将来、繁栄、極東における平和と安定の維持、自由陣営の一員としての反共結束の強化など、大局的な見地から韓日国交を早急に正常化する必要性と、諸懸案の解決で韓日間の過去を清算し、新しい平等な友好関係を樹立する必要性を強調。

#### **請求権問題**

支払い名目において、過去2度にわたる韓国の至大な譲歩から国民の不満を招来した状況で、請求権解決のための総額が6億ドル以下に落ちるということは、革命政府としても到底受け入れることができないものだ。請求権解決を促進するために、借款の条件が特別に有利なものなら(無利子または低利子)、われわれはまた譲歩して、このような借款を請求権解決に含ませる用意があるが、このような場合には借款の額数と純返済+無償条件支払い金額の割合において後者が前者より金額が多くなければならない。

支払い名目に対してわが国民にとって請求権に対する返済ないし補償として支払いされたことだという点を納得させることができる表現になるようにすること。

以上の線で妥結する原則に了解が立てば、これを公式化する手続きは、現在進行中の予備交渉及びその後による政治会談で取るようにして、政治会談の日本側代表としては池田首相や彼が指名する高位政治家も構わないと暗示すること。

#### **平和ライン及び漁業問題**

韓日問題を大局的な見地から解決するために、請求権問題で日本側が誠意を表示すれば、我が方は平和ライン問題で伸縮性ある態度で臨むはずだ。

韓日間漁業問題は技術的で専門的な調査、討議が完了するまでまず暫定的な漁業協定を締結することで解決するが日本側は (1)沿岸国の特殊権益を尊重する国際法の傾向を尊重すること (2)日本が第3国と締結した漁業協定における先例を十分考慮して (3)韓日間漁業の特殊性を考慮して実質的な公平を期するようにするためにすべての誠意を示さなければならないはずだことを強調すること。

このような協定が締結された後、現在の平和ラインは純粋に対共産闘争における国防上の目的のためだけに存置されることを知らせてあげること。

#### **在日韓国人の法的地位問題**

彼らが日本に定着するようになった特殊な背景を勘案して第3国人よりは特別な地位と処遇をしてくれなければならないし、第2次大戦後終戦前から日本に居住して来たすべての韓国人(全韓人。All Korean residents of pre-war category)においては、思想やその他理由によってその一部が協定対象から排除できないことを主張すること。

#### **船舶問題**

船舶問題においては衡平と條理の原則によって、返還対象船舶総トン数に基準を置いた応分した、新たに建造された船舶を導くことで円満な妥結をするようにすること。

#### **文化財返還問題**

文化財は 1957年 12月31日の oral statementに基づいた文化財(日本政府及び公共団体占有重要文化財と一部日本人個人所有韓国重要文化財)を韓国側に導くことで解決するようにすること。

#### **基本関係問題**

基本条約締結の形式で解決するが韓日両国間のよくない過去関係を清算するというのと、韓国政府が韓半島内の唯一の合法政府という前題下で、健全な善隣関係を設定するという点を強調すること。

#### **8.池田首相に対する口頭訪韓の招請。**

以上の諸条項に合意を見て、妥結に対する展望が立てば、池田首相に対する朴議長の訪韓の招請を口頭で伝える。

#### **▲駐日大使、「金特使日本到着会見」報告(1962.10.20)**

日時= 1962.10.20 14:10～14:30

場所= 羽田空港

出席者= 国内外新聞,放送記者

会見内容

質問 = 金部長は訪日目的として「韓日会談の予備折衝を側面で助けること」と言ったが、大平外相との会談でどんな問題に重点を置いて韓日問題を促進するのか、請求権の新しい構想を持って来たのか。

金部長 = 新しい提案はない。日本へ来た機会に、旧知の皆に会って上手く進行されている予備折衝に対しての話をし、両側の考えを交換するのが韓日会談の進行に助けになるなら、忌憚のない意見交換で会談代表を助けようと思う。

質問 = 妥結計画に対する韓国側の計画は。

金部長 = 会談進行計画に対して、予備折衝が上手く行っているので変動はない。両国のためになるべく速く妥結することを希望するが、早急に忙ぎはしない。

質問 = 今度の米国訪問は韓日会談と関係があるのか。米国訪問で、新しい要素が韓日交渉に加えられる可能性は。

金部長 = 米国訪問は米政府の招請で視察旅行をするものだ。韓日会談とは無関係で、現在としては米国で韓日問題を討議する計画はない。

質問 = ソウルで持った会見で、請求権額より現実的なものを重視すると言ったそうだが。



金部長 = 国民としてはなるべく多くのものを貰うことを希望し、日本は少なく出そうとするのが事実だ。しかしわれわれは長年の歳月を置いて国民感情が持続して来たので、色々な問題に対する感情とよく融合できない。こういう問題は時間が流れながら、理解することは理解して、主張することは主張して、現実的に打開するのが賢明だ。

▲金特使-大平外相会談報告(駐日大使、外相に送った電報.1962.10.21)- 請求権問題と関連、大平外相は3億ドルを、金部長は6億ドルをそれぞれ提案。

漁業及び平和ライン問題に対して、大平は平和ラインの撤廃、漁労作業の自由を主張し、金部長は「平和ラインは韓国の防衛線で、漁業問題は協定によって解決しよう」と主張。

独島問題に対して、大平首相は国際司法裁判所に提訴するから応訴して欲しいと要請、金部長は「独島問題は韓日会談と無関係、国交正常化以後時間を持って解決しよう」と主張。二人は「会談を年内に終決、来年春正式に調印、6~7月国会で認准しよう」と合意。

▲金特使、朴議長に送った報告(1962.10.21)

議長閣下、羽田空港で数百人僑胞たちから熱烈な歓迎と激励を受けました...(中略)

大平外相と2時間半(16:05~18:35)にわたって単独会談を持ちました、大平は自分が池田首相とすべての政策で完全に同一視されているが、韓日問題に関する限り若干の意見の差異があると言い、特に請求権問題に対しては金額の差が顕著だと言います。大平はしかし今回が絶好の機会という考えで、少し無理があっても妥結点に導いて進むと決意を表明しながら下のように説明しました。

#### 請求権問題

大平はこの前の訪米の時、ディーンラスク國務長官から韓日会談をなるべく早い時期に成就させるようにそそのかされた。請求権金額と関連して日本側の考えを問い合わせたところ2億5千万ドルを暗示したので、「それでは韓国が応じないだろう」と言った。

またこの前帰国したバーカー大使が帰国途上で伊関東北アジア州局長に会い、3億ドル程度なら韓国側も応じないかという話があった。この話を池田首相にすると彼は、2億5千万ドル以上は難しいと明かした。

こんな話をしながら私の受けた印象は、池田首相や大平外相が (1)ライシャワー駐日大使と接触が多く (2)駐米日本大使の活動が多いということ、バーカー大使が二回も伊関東北アジア州局長と会って、金額までも論議したという点、(3)ケネディ大統領に送った議長の親書内容を時々引用していたという点、(4)お互いに腹の中が分かっている問題だが、とがめないで話そうと言うことから見て、確実に彼はわれわれの最終案を知っていると判断されます。

このような説明を聞いて私は、大平と下のような対話を交わしました。

金 = お互いに腹の中が分かっているので、時間を無駄使いせずに虚心坦懐に話そうということに全面的に同感だ。互いに人格を尊重して、信頼を持って話を進行しよう。大平外相は確定した金額を話してくれるのか。

大平= 大体で3億ドルを考慮している。

金 = 3億ドルを考慮しているなら期間は。

大平= 毎年2千500万ドル程度で12年の期間を考慮している。

金 = 2千500万ドルを12年という基準はどう計算したものなのか。

大平= 日本は太平洋戦争時、被害を被らせたフィリピン、インドネシア、ベトナム、タイ、ミャンマー、中国などに都合7千600万ドルを、毎年賠償として支払って来た。

このような問答を進行していて、私は下のように反対意見を提示しました。

第一、3億ドルの線は到底韓国側としては応じることができない金額だ。また年間フィリピンが2千500万ドルだからといって、それに従う必要があるのか。フィリピンと韓国の場合は根本的に性格が異なっている。

第二、12年間という期間はとても長い。われわれはその半分以上の期間になされることを希望する。

われわれは6億ドルの線を堅持しなければならない。わが国民は自由党、民主党、革命政府に至る間、交渉金額が減少していることに対して大きな不満を表している。

事実、6億の線まで下降させたことでも、革命政府は難しい決断を下したのだ。

これに対して大平外相は、日本も公式的に出した1億5千万ドルから3億ドルという線まで引き上げるのに無数の難しさがあるのに、6億は到底ありえないし、しかも池田首相とは3億ドルという線自体もまだ合意を見られなかった状態だと答えました。

#### 平和ライン問題

#### 基本条約問題、法的地位問題

#### 独島問題

大平外相は「独島問題は社会党の対政府攻撃資料として、食い下がって来る難しい問題の内の一つなので、日本が提起した国際司法裁判所に応訴して欲しい」と言いました。しかし私は「独島問題は韓日会談と無関係なのに、日本が公然と引っぱり出した別個の問題なのでそうはできない。国交正常化以後、時間を持って解決して行くのが賢明だ」と言いました。

#### ▲金特使-池田首相会談報告(駐日大使、外務部長官に報告.1962.10.22)

請求権問題に対して池田首相は「法的根拠に基づいた純返済額は7千万ドルに過ぎず、無償で1億5千万ドル以上の支払いは不可能だ」と主張。

池田首相は借款問題に対して「政府を代表する金融機関を通じて、良い条件で必要な金額を提供することができる」と示唆。

独島及び漁業問題、会談妥結調印及び批准時期に対しては金-大平会談の内容と似た結論導出。

#### ▲駐日大使電報(1962.10.22)

10月22日付け東京新聞は、金部長が独島問題に対して、下のような発言をしたと報道。

「独島問題を日本側で国際司法裁判所に提訴しても、韓国側は応訴する気はない。国交正常化後に独島問題を討議する時、国際司法裁判所を通じて解決を図るという考えに十分に考慮する必要がある」

#### ▲駐日大使が外務部長官に送った文書(1962.10.28)

金特使と大平外相会談の内容に関して、双方が把握していることを報告。両側の記録に相当な差異が存在：請求権問題(名目と金額、借款問題)、独島問題、会談の妥結時期など。

#### ▲駐日大使、外務部長官に送った文書(1962.11.4)

駐日大使は金特使の2次訪日(62.11.10～13)を控えて、金特使が大平外相との2次会談で「請求権問題に対する交渉を主にするが、金額は5～6億ドルを提示」することを建議。

#### ▲外務部長官、駐日大使に送った文書(1962.11.8)

朴議長は金鐘泌部長宛に送った訓令で、請求権問題と漁業問題に関して修正する事項を指示。

#### ▲駐日大使、金部長-大平 2次会談内容報告(1962.11.12)

請求権問題と関連、金額及び条件は極秘に付して、直接議長に報告すること。漁業及び平和ライン問題の場合、平和ラインは国防線として残るようになることを説明したし、以後漁業問題の討議を予備折衝で促進させることにした。

独島問題に対しては「独島問題は懸案問題ではなく、韓国民の感情を激化させる恐れがあるので、第3国の調整に任せたらどうか」と提示。

#### ▲外務部長官、駐米大使に送った電報(1962.12.1)

金-大平 2次会談で、請求権問題に対して無償3億ドル(精算勘定債務含む)と有償(海外経済協力基金) 2億ドル、有償(輸出入銀行) 1億ドル以上で合意。

#### ▲金鐘泌小坂外相会談(1962.2.10)

小坂善太郎外相は独島問題を国際司法裁判所に提訴し、韓国側がこれに応訴することを望むと発

言。金部長はこれに対して「別に実質的な価値もない島の問題を、日本がそんなに厳しく扱う必要はないと思う」と対応。

**丁一権外務長官日本訪問**=丁外務長官は1964年4月3日日本を訪問、4月6日池田外相と会談を持った。

**▲丁外務、朴大統領に送った電報(1964.4.6)**

4月6日首相執務室で池田首相と会談。池田首相は「国交正常化推進の外に、農相(農水産部長官)会談で出漁隻数問題及び済州島付近の直線基線問題などが未解決で残っているので、日本側が韓国沿岸漁民の立場を思って70%、韓国側が30%譲歩することで漁業問題が解決できるようにしよう」と要請。

**李東元外務長官日本訪問**

=李外務長官は65年3月22日から27日まで日本を訪問、請求権問題解決に関する李一権名長官間で合意に到達するなど、長々13年8ヶ月間の韓日会談を妥結した。

**▲外務部長官、国務総理に送った電報(1965.3.24)**

第1次韓日外相会談報告

法的地位及び請求権問題の妥結を希望

日本側は「金-大平会談での経済協力を通じて、請求権問題は消滅したこと」と主張したが、われわれは「文化財、船舶の請求権はまだ残っている」という立場をはっきりさせた。

**▲外務部長官、国務総理に送った電報(1965.3.27)**

韓日外相非公式会談で請求権問題解決に関する、李一権名長官が意見の合致を見た内容の報告。

無償経済協力 3億ドル

有償経済協力 2億ドル

通常の民間借款 3億ドル以上

貿易上の対韓国債券(4千573万ドル)、請求権の解決など

**▲韓日協定締結、署名及び調印式(1965.6.22)**

両国間財産及び請求権問題完全、最終的に解決。

1965.6.22 韓日諸条約協定関係文書署名及び調印式

1965.12.13 佐藤首相訪韓

日本側は韓日批准書交換の日付を 12月18日にすることを提議。

韓国側は独島周辺に専管水域の宣布見解を表明。

**椎名悦三郎日本外相訪韓(1965.2.18～19)**

=椎名外相は韓日協定締結4ヶ月前の65年2月18～19日訪韓、李東元外務長官と会談を持った。

李長官は基本関係問題で未解決の二つの核心問題である、韓国政府の唯一合法性確認条項と旧条約の無効確認条項に対して、日本側の好意的な譲歩を要請した。船舶問題と関連、李長官は「これは財産請求権に含めて解決できないし、文化財問題も韓国民の感情を考慮して好意的な態度を見せて欲しい」と要請。

日本側は永住権付与範囲問題で、弾力的な考慮をする方針を示唆、一般外国人よりましな条件で待偶する意向があることを示唆した。

(ソウル=連合ニュース)

## [韓日会談文書抜粋] 米国の立場

(1961-1965) 朴正熙 → ケネディ書信

1962.9.12 3ページ分量

内容の要約: 韓日国交正常化問題に関して貴下が特別な関心を持たれ、その交渉の進行に関して注視していらつしたことに對して、本人は深い敬意を表すところです。

韓日間の諸懸案問題を円満に解決し、国交を正常化することで、よくない過去の関係をきれいに忘れて、これからの両国の健全な関係のための紐帯を成すことは、ただ韓国と日本両国の共同利益だけではなく、極東の安全ひいては全自由陣營の結束強化に大きな貢献になるという信念から、本人はこの問題の早急な解決を極めて重要視しているものです。(..中略)

貴下も指摘なされたように、この問題を解決するにあつては至大な難関があることは事実で、その中の幾つかを列挙して見るなら

第一、両国の共同繁栄と反共の結束強化のための、これからの健全な関係を樹立するために過去の関係..この問題を円満に清算し、相互信頼の面で新しい関係を規定しなければならないのに、日本人は過去の関係から由来する優越感をまだ払拭することができなくて、これが交渉..に反映されることで韓国人の対日不信感をより刺激しているのです。

二番目、日本人は反共前線の結束強化という大局的見地よりは、目的の利害関係にとらわれ ... 北傀儡との関係を持てる余地を残して置くのに腐心しているだけでなく、国土が両断されているわれわれの難しい境遇を逆に利用して、交渉上の取り引き材料にしており、また国交正常化による経済的利益が僅少だろうという利害打算から、請求権問題を始めとする全ての交渉において消極的な反応を見せているのです。

三番目、韓国内では日本の消極的な態度は結局、米国が今まで韓国で担当している軍事的、経済的役割を韓日国交正常化以後には、次第に日本に渡すようになる...憂慮があるのです。

**金東祚外務部長官の訪米時(1963.7下旬)ラスク米國務長官と会談時に使用する資料(7.1作成)**

韓日問題と韓米関係

韓国に対する米国の役割と韓日会談

韓国が日本との不幸な過去にもかかわらず韓日関係を早急に正常化しようとするのは、両国の共同繁栄を期する同時に、極東での安全と自由陣營の結束強化を期しようとするものだ。ところで韓国国民の一部には韓日間の国交正常化以後の韓米日3国関係に関して、一種の疑求心を持つ傾向がある。

すなわち米国はその間ほとんど単独で負担して来た、自由世界の対共産闘争のための軍事的経済的援助の役割を、これからは西側陣營の工業帝国と共同で分担する方針の下に、極東においては日本をこのような共同負担候補国として認めており、従つて韓日関係が正常化した後には、従来米国が韓国で負担していた軍事的及び経済的援助機能を、漸次的に日本に渡すのではないかという憂慮だ。

韓国国民はこのようなことを望んでいない。したがつて米国が適切な時期に、韓日関係が正常化しても韓国において従来、米国が担当して来た軍事的及び経済的援助の機能は、依然と米国の独自の機能として繼續して、ないしは強化されるということ、韓国国民に約束してくれたら良い。

こうなれば韓日会談の促進にも助けになるだろうし、また韓日国交正常化以後の韓米日3国関係の円満な維持の発展にも助けになるでしょう。

**韓米日3国共同声明**

不幸だった過去の韓日関係のせいで、大部分の韓国国民は韓日両国の国交正常化を疑求に満ち

た目で見ているのが事実だ。

従って国交正常化直前に韓米日3国間の韓日不可侵に関する共同宣言の発表が必要で、このような宣言はどの面でも日ごとに増加する中共の脅威に対処する意味にもなるだろう。

#### 駐日大使の本部情報報告(62.5月)

金在面公使が接触する情報消息筋によると、米国駐日公使レオンハート氏は池田首相の側近者と最近面談したことがあるが、下記事項に関して意見が交換されたと報告する。(..中略)

池田首相は韓日請求権問題解決に関して、米国側で構想している総額数4億ドルの内、請求権条として1億ドルを支払い、残りの3億ドルは長期低利借款形式で支払って問題を解決する方法を決心したという。(中略) (本人は勿論、政府の方針に従って長期低利借款形式で請求権問題を解決しようとする考えは拒否することである)

#### 韓日会談を有利に導くために「『KOREAN LOBBY』を構成しろ」

1964年10月3日青瓦台政務秘書官(楊達勝)作成.

バンジー米國務省極東担当次官補訪韓と関連した報告書の作成時入った項目

- 作成者が判断した韓日会談の将来

「もう確かに会談の中心地は、ソウルでもなく東京でもなくワシントンに移った。これが一番重要な発見で結論と思料される。現在ソウルと東京の均衡状態は、ソウルの方に傾いている。日本がこのように失った均衡をワシントンで回復しようと努力することは明らかだ。現在ワシントンでの韓日両国の影響力を比較すれば、残念だが日本が優勢にある。韓国にはいわゆる『コリアンロビー』がない。要約すれば早くワシントンに(特に米国会内)、韓国を理解して支援できる人士をまとめて『コリアンロビー』を作らなければならない。これはもちろん不可能な事ではない。米国議会は外交問題において、政府に至大な影響力を及ぼしている」

#### バンジー次官補と朴正熙大統領との対話

バンジー = 日本の漁船が現実上、過去よりもっとたびたび来ていますか。

朴正熙大統領 = 回数もより多いし、数もより多く、より近くに來ている。

ここで見るようにバンジー次官補は日本の漁船の侵犯問題に関して、確かな認識をできずに訪韓したのか、またはほとんど知らないで来て、日本の指導者たちとの会談で、問題の深刻性を発見したようだ。

したがって米國務省に対して政府は、韓日関係の近況に関してもっと徹底的に認識させるように、非常な努力がなさらなければならない。

建議事項 = 「コリアンロビー」の構成問題

韓国参戦勇士出身の国会議員たちを糾合させること.米国上下院に相当数がいる。

それ以外に韓国と個人的な親友がいる米国人士たちを総動員すること。

親しい人士としては

ロバート キーニー(現ハウス将軍外交問題顧問)

スバナー マッキューア(?) (現シカゴ大学総長顧問)

ロバース オリバー(前李承晩大統領顧問, 現ペンシルバニア州立大教授)

ロバート キーニーとスバナー マッキューアのような人士は大学教授として、第2次大戦中にはライシャワー大使(当時駐日大使)とエマソン公使(東京駐在)、ラスク國務長官らと1つのチームになって国防省で対極東戦略と戦術を編むのに一緒に働いたし、軍人または專業外交官ではなくても米國務省で影響力が至大。

## コリアンロビーの役割

当面の目標として、韓日会談で韓国の立場を支持、軍援助問題において米議会に影響力行使など韓日会談に対する米国の立場 1961-1964 の資料では米側人士の具体的なワーディングを捜すことができない。

しかし教授3人が共同作成した韓日協定文書の主要内容(11, 15～16)

11p、本会議議事録及び総合報告(1961～1962.2)

1961.10.24 ライシャワー大使 = 韓日会談に米国の直接介入は困難、韓日交渉も結局は政治的決定が行われると判断、問題の核心は日本がどの程度の金額を出すかがカギと言及。

朴正熙議長- 池田首相会談の後、個人請求権だけ支払うことで合意したという日本側報道に対して抗議、日本側は平和ライン問題を請求権問題と結びつけようとするのに反して、韓国側は魚族資源保存論を維持。

韓国側交渉方針 = 国交正常化- 財産請求権及び諸般の問題に関する諸協定を前提とする、漁業問題-魚族資源論展開、経済協定問題-請求権問題解決の後論議、財産請求権- 個人請求権とともに公的請求権項目も続けて主張。

15～16p, 韓日会談に対する米国の立場(1961～1965)

1964.7.10 ライシャワー大使、会談の早期妥結が難しい場合、在韓日本代表部の設置を受諾して事実上外交関係を正常化して行くのはどうかという意見を表明する。

: 裴義煥駐日大使のライシャワー駐日大使面談時、"ライシャワー大使は韓国国内情勢不安に憂慮を表明しながら会談の早期妥結が難しい場合は、在韓日本代表部の設置を承諾して事実上外交関係を緊密化して行くのがどうだろうかする意見を表明"

1964.8.17 李東元外務部長官と在韓米大使間の共同声明第4項 = 米国は韓日間諸懸案の早期妥結のために可能な支援をする。

1965.3.16 ラスク米國務長官 = 日本がより多くの譲歩的な態度で臨まなければならないという、我が方の主張を納得して適切な協力を口約束する。

1965.4.29 バンジー次官補 = 大統領訪米の前に調印を実現することを、米国側は強力に希求している。米国は今後数年間にかけて韓国に対する長期支援を約束することを計画中のところだが、これは平常時にはあることが珍しい特別な措置で、韓日条約の調印のような重大な契機なしには米国会を納得させにくい。

バネット極東担当次官補 = 米国は韓国経済の安定及び軍事援助に対する責任を感じており、従って米国は大統領の訪米前に正式調印が成り立たないとしても異例的な対韓国長期援助を確約することを約束した。

[連合ニュース]

## [韓日会談文書抜粋] 旧条約の無効確認

(基本関係委員会議事録の内)

第7次韓日会談-基本関係問題に関する訓令(64.11.30 起案)

旧韓国末に日本と締結したすべての条約が無効なことを規定する。無効の時点を、「当初より」(ab initio)とするように最大限の努力をする。

基本関係に関する韓国側立場の要綱案(64.12.10)

前文 1項韓日両国関係の過去の清算と相互主権尊重に基づく新しい関係の樹立

本文 1項韓国と日本国の間に 1910年 8月22日及びそれ以前に締結されたすべての条約または協定が無効という事実の確認

#### 第7次韓日会談基本関係委員会第3次議事録(64.12.12)

松永信夫日本側補佐(外務省条約課長) = 韓国側案第1項で言っている「過去の関係と清算」については、これを条約や宣言の中で言及するのは困難だと思う。この項目は本文の1項と関連あると思う。

韓国側案の本文第1項は、不必要だと思う。大韓帝国は消滅したし、従って条約の効力がないことは明白なことなので言及する必要もないだろう。また同条約が違法的な方法で結ばれたのだから「無効」と主張するなら、締結された事実自体が問題になるので日本側としては受け入れるのが困難だ。

文哲淳韓国側首席 = 「過去(関係)の清算」は本文第1項と間接的に関連しているが、国内問題があつて重要視されている。日本側の事情もあつたりするので、日本側を過度に刺激しない方式で規定すれば良いだろう。

#### 第7次韓日会談基本関係委員会第4次会議録(64.12.16)

文首席 = 1910年及びそれ以前に締結された韓日間の条約は不法的に結ばれたもので、従って当初より無効だというのが韓国側の立場だ。日本側の立場もあるのでワーディングを考慮して、両側が受け入れられる表現で韓国側の立場を描写するようにしたい。

広瀬達夫代表 = 過去のことを論難するより、他の将来を志向しながら妥結するようにした方が良いだろう。

松永補佐 = 日本政府が同条約が現在無効だと言っても、韓国の国会で韓国政府側は初めから無効だと答えるだろうから、同韓国側の答弁が日本国内で知られれば波瀾を引き起こす憂慮がある。

文首席 = 不可避なのだ。韓国側が言っていることは、日本側の立場を考慮して受諾できる表現をしようというものだ。

韓国国会で通過したことがある韓日会談に関する対政府建議案は、一つの重要項目として韓日合併条約の無効を主張している。

松永 = 条約や宣言に入れる必要がないと思う。韓国側の強い要望があるので考慮することはできるが、過去の清算は別途にして、条約の効力に関する日本側の立場は変化がない。韓国側が過去の清算という語句を使わないと見ても良いか。

文首席 = ワーディング自体よりも、その思想を入れたい。

#### 基本関係問題に関する訓令(65.1.25)

前文1項4号主権尊重に基づく「新しい関係の樹立」

過去の清算と 1910.8.22 以前の条約または協定の無効確認

過去関係の清算に関して、本文または前文で簡単に言及されるように努力する。

その方法の一つとして「新しい関係の樹立」の前に、適切な文句を挿入する方法を考慮できる。

1910.8.22以前の条約または協定の無効確認に関しては、「当初より」という語句は必ず規定されなくても加えるが、内容としてこれを堅持し、そのような条約または協定が無効という確認条項(例えば ..are null and void)は置くようにする。

#### 基本関係委7次議事録(65.1.26)

広瀬代表 = 乙巳條約などの無効確認に関しては、現在既に無効であることは事実なので、韓国側が主張するなら語句如何によっては前文に挿入することは考慮できる。

李圭星首席 = 乙巳條約などの無効確認は、原則を日本側が受け入れると言うのだから、これからは表現技術上の問題だと思う。

崔光洙専門委員 = 過去の清算とは乙巳條約など諸協定の無効と関連するが、表現方式に関しては弾力性を持って良い案が発見されれば考慮できる。

第3条乙巳條約などの無効規定に関して、わが側は「当初より」無効という立場で 'are null and void' とした。

#### 韓日間基本条約案に関する請訓(65.1.27)駐日代表部→外務部長官

日本側が初案に含ませはしなかったが、1910年以前の諸条約及び協定の無効に関する規定を、表現如何によっては条約前文に含ませることができるという立場を取っている点等、わが側が表明した立場をある程度考慮に入れて作成した痕跡が見える。

(従って)「1910年以前の諸条約及び協定の無効に関する規定(わが側条項第3条)を置くことを前提に、過去の清算を意味する語句を前文に挿入しなくても加える」などの事項を、訓令して貰うことを建議。

#### 外務部の返事(65.1.27)

わが側は基本条約の目的が、過去の清算と将来関係の設定という立場を取ったし、国民にもそのように説明して来た。だから「過去の清算」という表現がもたらす実質的な利益がないとしても、特に国民感情上そういう表現を基本条約内に含ませようとするものだ。従って基本条約内に「過去の清算」を意味するものと国民に説明できる、最小限度の表現でも規定されるように交渉すること。

#### 基本関係委8次議事録(65.1.29)

李首席 = 韓国側案第3条の無効確認条項は必ず入れなければならない。'are null and void' という用語に関しては第1次会談時両側が了解したことと知っているし、こうやって表現すれば日本側としても国会などで説明できるし、韓国側としても説明が可能だと見る。

#### 基本関係委9次議事録(65.2.5)

李首席 = 日本側初案前文には過去を清算するという規定と将来に関する規定が抜けているが、韓日両国は過去特殊な関係を持っていて、将来にも特殊な関係を維持するだろうから同条項を挿入した方が良くだろう。

#### 基本関係委第10次議事録(65.2.8)

李首席 = 第3条無効条項では従来韓国側の立場どおり 'are null and void' にした。

広瀬代表 = 第3条に規定された、以前の条約または協定の無効に関して問題がある。

松永 = 第3条の 'null and void' に関して、韓国側は初めから無効だと解釈するのか。

崔光洙専門委員 = 初めから無効だと言う立場だ。

松永 = are null and void は法律用語だが、日本側は現在効力がないということで、不法に締結したのではないという立場だ。

崔専門委員 = are null and void といっても、松永課長が言った解釈通りに可能なのではないか。

松永 = そうはならない。

崔専門委員 = 韓国側は「当初より」を削除することで、日本側の立場も考慮した。

松永 = 同用語が中立的な表現なのかの余否が問題で、中立的な表現ということが明記されない限り、are null and void という語句本来の解釈で判断するしかないだろう。

崔専門委員 = 韓国側表現は時点に別に問題がない方式になっている。日本側案のように have



no effects as between 云々というのは困難だ。単純に have no effectsと言っても、元来から無効という解釈は不可能だ。

松永 = 日本側は初め、この条項が全く必要ないという立場だった。基本条約にこのような規定を置かないで、韓国側ははじめから無効だと説明し、日本側は現在無効と言えるようにしたが、韓国側が政治的理由から必要だと主張して入れるようになったのだ。

広瀬代表 = 国会で説明する自信がない。

#### 基本関係委 11次議事録(65.2.10)

松永 = 第6条は前条約または協定の無効規定なのだが、are null and void という表現はどんなことがあっても受諾できないというのが日本側の立場なので、have no effect の代わりに have become null and void とした。

李首席 = have been null and void と言えばどうか。

松永 = null and void は '当初より'の性格が強い。

したがって部内で null and void と言えば have become と言っても溯及効果があるからと、反対する意見が強かった。日本語に直訳すると無効になったなのに、政府はサンフランシスコ平和条約の時無効になったと言うが、無効になった事実自体が溯及するのではないかと言う質問が国会であれば、政府はサンフランシスコ平和条約以後無効になったと説明するつもりだ。are と have been は別に違わないと見て、areを受容できないように have been も受容するのが困難だ。

#### 首席代表→外務部長官(65.2.11.題目ない.緊急書信)

日本側初案第6条の have become null and voidは日本側がわが側の立場を受け入れた最終案だと言っているのに、わが側はこれを受け入れられないという立場を取り、暫定的に have been null and voidを示唆したことがあるが、日本側がこれを受け入れられないと言っている。null and voidという文句が法律的に、溯及して無効化するという意味を持っている以上、最終段階で他の問題と交換して日本側案を受諾して加えることと思料されるので回示願う。

#### 基本関係問題に関する訓令(日付なし)

旧条約無効確認条項に関しては are null and void というのが、わが側の最終的な立場でこの貫徹のために最大限努力して欲しい。

#### 基本関係委 12次議事録(65.2.12)

-李首席 = have become null and void を日本語にするとどうなるのか

広瀬 = 「無効になった」となるでしょう。

李首席 = 無効になったでは、前に有効だったものが無効になったという意味に解釈されて困難だ。

広瀬 = 国会で攻撃されれば日本政府として、ある程度回避できなければならない。

null and void という用語を使う限り、since.. と言って制限する語句がなければならぬが、韓国側の立場を最大限に考慮して have become null and void とだけしたのだから、日本側の立場も理解して欲しい。

#### 基本関係委13次議事録(65.2.15)

松永 = 日本側案第6条の null and void 条項に関しては、have become でも have no effect でも良いという立場だ。

李首席 = 両側が満足な表現を発見できないのは遺憾だ。

**駐日大使館→外務部(緊急.65.2.20)**

基本関係条約に関する完全合意報告。

旧条約の無効確認条項を **are already null and void**にする。  
(ソウル=連合ニュース)